

令和4年度「再商品化実施委託単価」・令和3年度「拠出委託単価」 並びにプラスチック製レジ袋の有料化に関する注意事項等について

1. 令和4年度「再商品化実施委託単価」

各素材別に令和4年度にお支払いいただく際の令和4年度再商品化実施委託単価（税抜）は、以下の通りです。

		令和4年度再商品化 実施委託単価（税抜）		令和3年度再商品化 実施委託単価（税抜）	
		（単位：円/ト）	（単位：円/kg）	（単位：円/ト）	（単位：円/kg）
ガラスびん	無色	5,100	5.1	4,600	4.6
	茶色	7,200	7.2	6,400	6.4
	その他の色	23,600	23.6	17,500	17.5
PETボトル		5,000	5.0	4,500	4.5
紙製容器包装		14,000	14.0	16,000	16.0
プラスチック製容器包装		53,000	53.0	51,000	51.0

※算出根拠は「重要資料集」2ページをご参照ください。

2. 令和3年度「拠出委託単価」

令和3年度分の拠出委託料金は、計算の結果、全ての素材において発生しない見込みです。
よって、令和3年度拠出委託単価（税抜）は、以下の通り、全ての素材において0円となります。

		令和3年度拠出委託単価（税抜）		令和2年度拠出委託単価（税抜）	
		（単位：円/ト）	（単位：円/kg）	（単位：円/ト）	（単位：円/kg）
ガラスびん	無色	0	0	0	0
	茶色	0	0	0	0
	その他の色	0	0	0	0
PETボトル		0	0	0	0
紙製容器包装		0	0	0	0
プラスチック製容器包装		0	0	0	0

※算出根拠は「重要資料集」3ページをご参照ください。

＜裏面も必ずご確認ください＞

3. プラスチック製レジ袋の有料化に関する注意事項

令和2年7月1日よりプラスチック製レジ袋の有料化がスタートしておりますが、それに伴う容器包装リサイクル法上の再商品化義務については、以下の点にご注意ください。

注意事項 その①

プラスチック製レジ袋が有料化になっても、容器包装リサイクル法上の「容器包装」に変わりはなく、再商品化の義務の対象となります。（容器包装リサイクル法第二条第一項参照）

注意事項 その②

石油由来かバイオマス由来かに関係なく、プラスチックの定義（高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料）に当てはまるものは「プラスチック製容器包装」となり、再商品化の義務の対象となります。

注意事項 その③

上記②のプラスチック製容器包装に生分解性があったとしても、プラスチック製容器包装なので、再商品化の義務の対象となります。

注意事項 その④

レジ袋が複合素材であって、その重量割合の最大の素材がプラスチック製にも紙製にも該当しない場合は、再商品化の義務の対象外となります。また、プラスチック製ではないのでレジ袋有料化の対象外になります。

4. 令和4年6月末に送付する請求書の内容について

令和4年6月に請求する金額は、下表に記載した項目の合算金額（消費税等込み）となります。請求書においては、各項目に係る内訳の明細書を添付させていただく予定です。

<表 令和4年6月末に送付する「請求書」の内訳明細項目>

請求書の内訳明細項目	
令和4年度再商品化委託申込関連	1) 令和4年度実施委託料金
令和3年度再商品化委託申込関連	2) 令和3年度抛出委託料金（発生しない見込み）
	3) 令和3年度実施委託料精算金
令和2年度再商品化委託申込関連	4) 令和2年度抛出委託料精算金（発生しない見込み）
特定事業者への請求金額 = 1) + 2) - 3) - 4)	

5. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ

「市町村への資金拠出制度」のしくみについては、当協会のホームページをご確認ください。

当協会HOME → 市町村の皆様へ → 市町村への合理化拠出金制度

(URL : <https://www.jppra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384/>)